

告示第170号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び塩竈市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第32号）に基づき、塩竈市廃棄物埋立処分場生活環境影響調査報告書を下記により縦覧に供する。

令和5年4月14日

塩竈市長 佐藤光樹

1. 場 所 ①塩竈市市民生活部環境課（塩竈市字杉の入裏39番地47）
 ②塩竈市廃棄物埋立処分場（宮城郡利府町赤沼字中倉21番地1）
2. 期 間 令和5年4月14日（金） ～ 令和5年5月15日（月）
 （ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。
3. そ の 他 生活環境影響調査を実施した施設の概要等は以下のとおり。
 - ①施設の名称
 塩竈市廃棄物埋立処分場
 - ②施設の設置の場所
 宮城郡利府町赤沼字中倉21番地1
 - ③施設の種類
 一般廃棄物の最終処分場
 - ④施設において処理する一般廃棄物の種類
 焼却灰、ガラス類及び陶器類等の不燃物
 - ⑤施設の能力（令和4年1月現在）
 面積：26,557㎡、埋立容量：274,797㎥
 - ⑥実施した生活環境影響調査の項目
 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水 の6項目
4. 意見書の提出
 施設の変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる
 - ①提出先
 塩竈市市民生活部環境課
 - ②提出期限
 令和5年5月30日まで